

令和6年2月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件名	主な内容
1	専決処分について 専決第3号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	令和6年3月31日限りで寺泊老人ホーム組合が脱退することに伴う規約の変更について、新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから専決処分としたもの
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	令和6・7年度の保険料について、所得割合及び均等割額を定めるとともに、国の制度改正に伴う保険料の賦課限度額、賦課総額の計算方法及び低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うため、所要の改正を行うもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について	第3次広域計画の計画期間満了に伴い、第4次広域計画を作成するもの
4	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	国の次期標準システムクラウド化の遅延に伴い、特別会計繰出金に係る経費を減額補正するもの 【補正前】 1,581,351 千円 【補正額】 △343,463 千円 【補正後】 1,237,888 千円
5	令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	次期標準システム関連経費を減額するとともに、療養給付費等の不足に係る経費を増額補正するもの 【補正前】 283,074,552 千円 【補正額】 4,701,388 千円 【補正後】 287,775,940 千円
6	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	【歳入歳出総額】 1,853,069 千円
7	令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	【歳入歳出総額】 295,634,890 千円

議案第 1 号関係

専決第 3 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 専決処分について

専決第 3 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

1 規約変更の理由

令和 6 年 3 月 3 1 日限りで寺泊老人ホームが脱退することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため

2 専決処分とした理由

当該規約の変更の際し、新潟県市町村総合事務組合では、構成団体の規約改正を受け、国・県への許可手続きが必要となり、期限を令和 6 年 1 月 1 0 日としていることから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため

以上の理由により、令和 5 年 1 1 月 1 6 日付けで専決処分を行ったもの

議案第1号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新		旧	
別表第1 (第2条関係)	(略)、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)	別表第1 (第2条関係)	(略)、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)
別表第2 (第3条関係)	共同処理する事務	別表第2 (第3条関係)	共同処理する事務
1	地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	1	地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給
2	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置	2	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第3項の規定による公平委員会の設置
3	地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	3	地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限
4	地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したものの	4	地方公務員法第17条の2第2項に規定する職員の採用試験及び同法第21条の4第1項に規定する昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したものの
	組合市町村等		組合市町村等
	(略)、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)		(略)、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)
	(略)、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)		(略)、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)
	(略)、燕・弥彦総合事務組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)		(略)、燕・弥彦総合事務組合、寺泊老人ホーム組合、魚沼地区障害福祉組合 (略)

新	旧
<p>5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したものの</p>	<p>5 地方公務員法第39条第2項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したものの</p>
<p>6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>	<p>6 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>
7～16 (略)	7～16 (略)

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

令和 6 年度及び令和 7 年度の保険料率の改定、保険料賦課限度額の引き上げ、賦課総額の計算方法の見直し及び低所得者に対する保険料軽減対象の拡充を行うため、所要の改正を行うもの

2 条例改正の概要

(1) 保険料率の改定（第 9 条、第 10 条及び附則第 4 条）

令和 6 年度及び令和 7 年度の保険料率について、令和 4 年度及び令和 5 年度の保険料率から引き上げる。

ただし、令和 5 年の基礎控除後の総所得金額が 58 万円を超えない者にかかる令和 6 年度の所得割率は 7.98% とする。

均等割額： 44,200 円（現行 40,400 円）

所得割率： 8.61%（現行 7.84%）

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ（第 11 条及び附則第 3 条）

保険料の賦課限度額を 66 万円から 80 万円に引き上げる。

ただし、昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた者等にかかる令和 6 年度の賦課限度額は 73 万円とする。

(3) 賦課総額の計算方法の見直し（第 13 条）

① 出産育児支援金等の費用の追加（第 13 条第 1 号ア）

賦課総額の基となる費用に、出産育児支援金の納付に要する費用及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を追加する。

② 所得割総額の計算方法の見直し（第 13 条第 3 号）

均等割総額に 48 分の 52 に相当する額を乗ずるよう変更する。

(4) 保険料軽減対象者の拡充（第15条）

①均等割5割軽減の対象者（第15条第1項第2号）

被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に引き上げる。

②均等割2割軽減の対象者（第15条第1項第3号）

被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げる。

3 施行日

令和6年4月1日

議案第2号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、<u>0.0861</u>とする。</p> <p>(均等割額)</p> <p>第10条 令和6年度及び令和7年度の均等割額は、<u>44,200円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>80万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 令和4年度及び令和5年度の所得割率は、<u>0.0784</u>とする。</p> <p>(均等割額)</p> <p>第10条 令和4年度及び令和5年度の均等割額は、<u>40,400円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。</p>

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金

の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、法第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102

<p>条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額</p>	<p>条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p>	<p>(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合に</p>

<p>あつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万円5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>54万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>あつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>53万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、新潟県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

(1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者

(2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、0.0798とする。

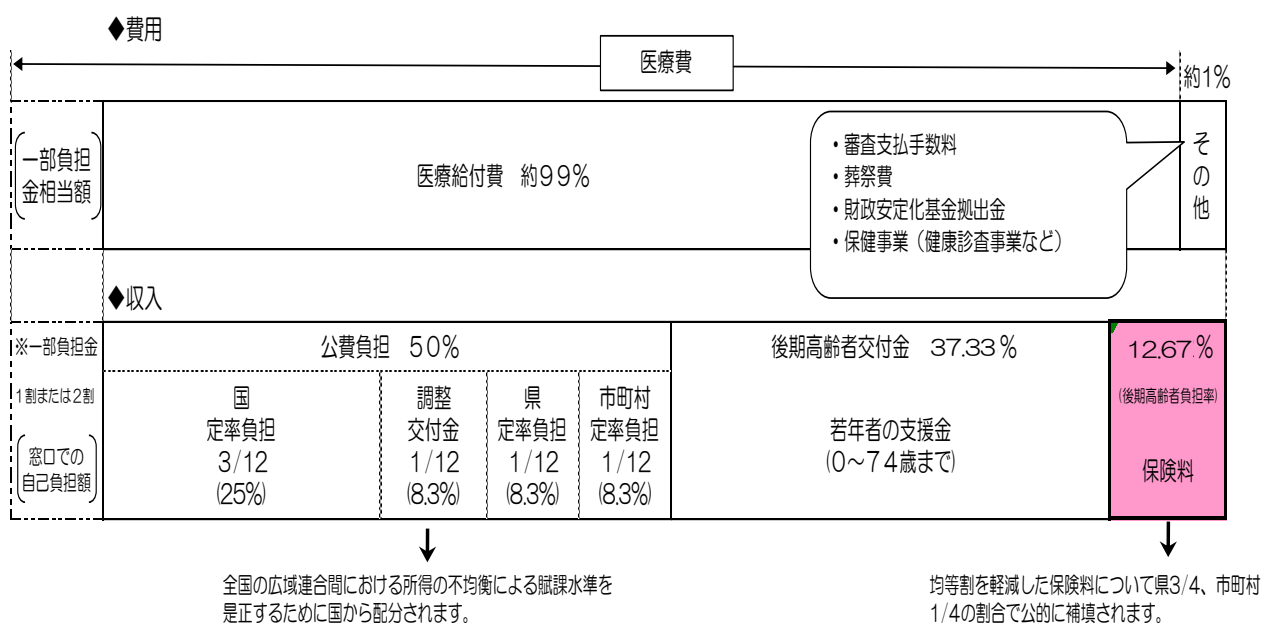
(1) 保険料率の改定

■概要

- ・後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね2年に一度、保険料率の見直しを行うこととされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)
- ・今年度は令和6年度及び令和7年度の保険料率について見直しを行いました。国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて試算した結果、保険料率の引き上げを必要とする結果となりました。

■医療費と財源

- ・高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を被保険者である高齢者が負担すべき保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- ・保険料率は、高齢者の増加と若年者が減少することを踏まえ、双方の世代の負担の均衡を図るために、2年ごとに見直しを行います。今回は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、現役世代の負担上昇を抑制するために後期高齢者負担率の見直し等が行われたことにより、保険料率が上昇しました。



※ 窓口負担3割負担の場合、公費負担はなく、「後期高齢者交付金」で賄われています。

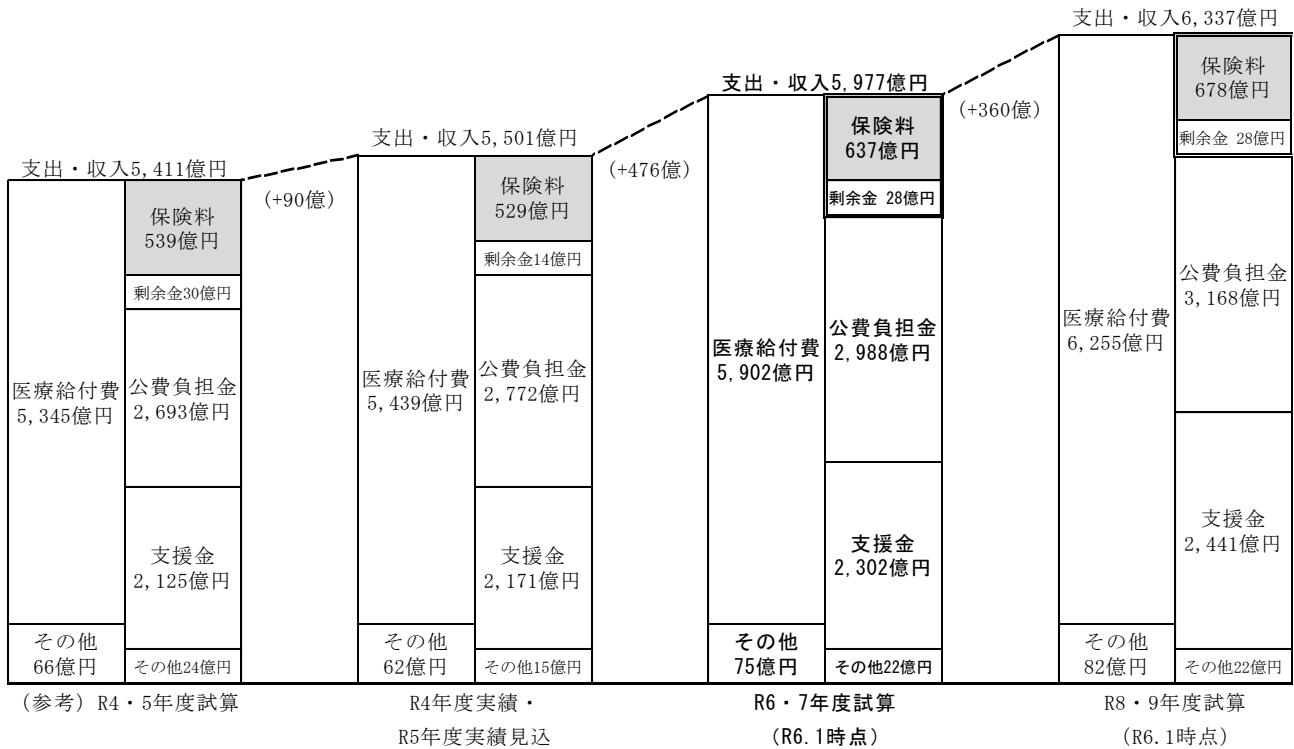
■算定の条件

- コロナ禍による受診控えは解消し、コロナ禍以前同様に増加すると予測
R6年度伸び率：1.29%（医療費）、1.20%（給付費）
R7年度伸び率：1.30%（医療費）、1.24%（給付費）
- 診療報酬改定による給付費への影響：▲0.12%
- 後期高齢者負担率の増加 ：11.72% → 12.67%
- 保険料賦課限度額の引き上げ ：66万円 → 80万円
※新規年齢到達者等を除きR6年度73万円、R7年度80万円の経過措置あり
- 出産育児支援（R6年度より新規）：2.6億円/年（R6-R7年度）
- 医療財政調整基金(剰余金) R5年度末残高見込み：56.2億円
- 財政安定化基金R5年度末残高見込み ：40億円

	R4年度 実績	R5年度 実績・予測	R6年度 予測	R7年度 予測	R8年度 予測	R9年度 予測
被保険者数 (前年度との比較)	379,548人 102.33%	389,307人 102.57%	400,544人 102.89%	410,029人 102.37%	416,235人 101.51%	420,494人 101.02%
1人当たり医療費 (前年度との比較)	764,713円 101.26%	781,967円 102.26%	792,081円 101.29%	802,401円 101.30%	812,940円 101.31%	823,706円 101.32%
1人当たり医療給付費 (前年度との比較)	699,557円 101.11%	715,013円 102.21%	723,594円 101.20%	732,541円 101.24%	742,649円 101.38%	752,489円 101.32%
医療給付費総額 (前年度との比較)	2,655億円 103.46%	2,784億円 104.84%	2,898億円 104.12%	3,004億円 103.63%	3,091億円 102.91%	3,164億円 102.36%
後期高齢者負担率	11.72%	11.72%	12.67%	12.67%	-	-

■算定結果

(ア)収支の見込み



- 令和6・7年度においては、令和5年度末剰余金残高の約半分である28億円を収入に充てることにより、保険料率上昇幅を抑制します。
- 剰余金の残額(28億円)と新潟県設置の財政安定化基金は、次回令和8・9年度以降の医療費の増加等を見据え、今回は活用しません。

(イ) 新保険料率 (案)

均等割額 44,200円 … +3,800円

所得割率 8.61% … + 0.77%

※所得額が一定以下の方の令和6年度の所得割率は7.98%

平均保険料

(軽減前) 78,852円

(軽減後) 61,195円

(参考) 剰余金を活用した場合の算定結果の比較

試算パターン	剰余金投入額 ※R5年度末 残高見込： 約56億円		令和6・7年度試算 【】：現行との差（数値） （）：現行との差（割合）					令和8・9年度試算 【】：R6・7年度試算との差（数値） （）：R6・7年度試算との差（割合）			
	R6・7年度	R8・9年度	均等割額	所得割率		一人当たり保険料額		均等割額	所得割率	一人当たり保険料額	
				(R6緩和)	軽減前	軽減後	軽減前			軽減後	
A	0円	0円	46,100円 【+5,700円】 (+14.11%)	9.05% 【+1.21%ポイント】 (+15.43%)	8.40% 【+0.56%ポイント】 (+7.14%)	82,297円 【+10,232円】 (+14.20%)	63,882円 【+7,950円】 (+14.21%)	⇒ 47,300円 【+1,200円】 (+2.60%)	9.11% (+0.06ポイント) (+0.66%)	84,671円 【+2,374円】 (+2.88%)	65,935円 【+2,053円】 (+3.21%)
B	28億円 (50%)	28億円 (50%)	44,200円 【+3,800円】 (+9.41%)	8.61% 【+0.77%ポイント】 (+9.82%)	7.98% 【+0.14%ポイント】 (+1.79%)	78,852円 【+6,787円】 (+9.42%)	61,195円 【+5,263円】 (+9.41%)	⇒ 45,500円 【+1,300円】 (+2.94%)	8.68% (+0.07ポイント) (+0.81%)	81,323円 【+2,471円】 (+3.13%)	63,299円 【+2,104円】 (+3.44%)

(ウ) 改定保険料のモデルケース（単身世帯、年金収入のみの場合）

軽減対象者の区分 (全被保険者に占める割合)	収入額 (例)	総所得金額	現行 保険料	新保険料 ※	比較 (月額)
均等割 7割軽減(約39.7%) (収入額168万円以下)	168万円	58万円	23,800円	26,100円	2,300円増 (192円増)
均等割 5割軽減(約17.0%) (収入額197万円以下) 注：R6以降は197.5万円以下	197万円	87万円	54,600円	59,900円	5,300円増 (442円増)
均等割 2割軽減(約13.4%) (収入額221.5万円以下) 注：R6以降は222.5万円以下	221.5万円	111.5万円	86,000円	94,300円	8,300円増 (692円増)
均等割 軽減なし(約29.5%) (収入額221.5万円超) 注：R6以降は222.5万円超	約433万円	300万円	241,800円	265,400円	23,600円増 (1,967円増)
賦課限度額到達(約0.5%) 現行：総所得833.4万円以上 改定後：総所得920.9万円以上	-万円	920.9万円	660,000円 (賦課限度額)	800,000円 (賦課限度額)	140,000円増 (11,667円増)

※均等割と所得割の合計。なお、R6緩和措置及び賦課限度額の経過措置(73万円)は考慮していない。

■直近3期における保険料率の他広域連合との比較（全国順位）

		平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度	
均等割額	全国平均	45,116円	46,987円	47,777円	
	新潟県	36,900円（47位）	40,400円（46位）	40,400円（47位）	
	上位	1位	（福岡県）56,085円	（福岡県）55,687円	（鹿児島県）56,900円
		2位	（高知県）54,394円	（鹿児島県）55,100円	（福岡県）56,435円
		3位	（徳島県）52,913円	（徳島県）55,000円	（徳島県）56,044円
	下位	45位	（茨城県）39,500円	（山梨県）40,490円	（長野県）40,907円
		46位	（岩手県）38,000円	（新潟県）40,400円	（岩手県）40,900円
47位		（新潟県）36,900円	（岩手県）38,000円	（新潟県）40,400円	
所得割率	全国平均	8.81%	9.12%	9.34%	
	新潟県	7.40%（46位）	7.84%（46位）	7.84%（46位）	
	上位	1位	（高知県）11.42%	（北海道）10.98%	（大阪府）11.12%
		2位	（福岡県）10.83%	（福岡県）10.77%	（北海道）10.98%
		3位	（北海道）10.59%	（大阪府）10.52%	（鹿児島県）10.88%
	下位	45位	（青森県）7.41%	（山梨県）7.86%	（秋田県）8.27%
		46位	（新潟県）7.40%	（新潟県）7.84%	（新潟県）7.84%
47位		（岩手県）7.36%	（岩手県）7.36%	（岩手県）7.36%	
1人当たり 平均保険料額 (軽減後・年額)	全国平均	70,284円	76,764円	77,664円	
	新潟県	45,984円（44位）	53,988円（43位）	54,624円（44位）	
	上位	1位	（東京都）97,128円	（東京都）101,052円	（東京都）104,844円
		2位	（神奈川県）88,992円	（神奈川県）96,252円	（神奈川県）94,632円
		3位	（愛知県）82,860円	（愛知県）92,568円	（愛知県）91,116円
	下位	45位	（岩手県）43,236円	（青森県）50,940円	（岩手県）51,228円
		46位	（青森県）41,700円	（岩手県）47,520円	（青森県）51,204円
47位		（秋田県）39,252円	（秋田県）47,328円	（秋田県）49,164円	

○ 各保険料率改定時点における厚生労働省公表（4月公表）の「後期高齢者医療制度の保険料率等」に基づき算出

■施行年月日

令和6年4月1日施行（令和6年度以降の保険料から適用）

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ

■趣 旨

国の保険料賦課限度額の見直しに伴い、賦課限度額の引き上げを行います。

■引き上げの内容及び対象者数の推計

令和6年度から保険料の賦課限度額が、66万円から80万円に引き上げられます。

ただし、令和5年度以前から被保険者である方については、令和6年度の賦課限度額は原則として73万円となります。

賦課限度額80万円への引き上げの影響

影響人数：2,763人（賦課限度額が66万円を超える者）

影響金額：R6年度 約1.8億円 ※R5年度から引き続き被保険者である者は73万円

R7年度 約3.5億円 ※賦課限度額80万円への完全移行

■施行年月日

令和6年4月1日施行（令和6年度以降の保険料から適用）

(3) 賦課総額の計算方法の見直し

■趣 旨

国の制度改正に伴い、賦課総額の計算方法を見直します。

■①賦課総額の基となる費用の追加

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を実現するため、後期高齢者医療制度においても出産育児支援金を負担することとなり、賦課総額に当該支援金の額が追加されることとなりました。

また、流行初期医療確保措置（※）を実施した際の費用についても、保険者が一部を負担することとなり、賦課総額に当該金額が追加されることとなりました。

※感染症流行時における初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関について、一般医療を制限し流行初期の感染患者への医療の提供を行った場合に、都道府県が財政支援を行う措置

■②所得割総額の計算方法の見直し

これまでは均等割額総額と所得割額総額は50：50の比率により、保険料率を計算することになっていましたが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に当たり、負担能力に応じた負担とする観点から、当該比率を48：52としたうえで、保険料率を計算することになりました。

■施行年月日

令和6年4月1日施行（令和6年度以降の保険料から適用）

(4) 保険料軽減対象者の拡充

■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準（5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準）を変更し、保険料軽減の対象を拡充します。

① 5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万5千円に引き上げます。

【現行基準】

43万円 + (29万円 × 被保険者数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下



【拡充後】

43万円 + (29万5千円 × 被保険者数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

② 2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を54万5千円に引き上げます。

【現行基準】

43万円 + (53万5千円 × 被保険者数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下



【拡充後】

43万円 + (54万5千円 × 被保険者数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

■軽減拡充に係る対象人数等の推計

	対象人数	影響額
5割軽減拡充対象者数	1,076人	23,780千円
2割軽減拡充対象者数	325人	2,873千円

■施行年月日

令和6年4月1日施行（令和6年度以降の保険料から適用）

議案第 3 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の作成について

議案第3号関係資料

議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成について

1 広域計画の作成について

広域計画は、地方自治法第291条の7第1項の規定により、その作成が義務付けられており、議会の議決を得なければならない。

当広域連合は、これまで第1次から第3次にわたって広域計画を作成し、県内全市町村との連携調整を図りながら、円滑な制度運営に努めてきた。

現行の第3次広域計画の計画期間（平成30年度から令和5年度まで）が満了となるため、引き続き現行計画の基本方針を踏襲しつつ、第4次広域計画を作成するもの

2 第4次広域計画の構成

第3次広域計画の構成と同様に当広域連合規約第5条に規定されている以下の2項目を基本とし、広域計画の趣旨、基本方針及び資料編を加えて構成する。

第4次広域計画では、基本方針に、個人情報の適正かつ厳格な管理についても加えた。

規定の項目

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事
- (2) 広域計画の期間及び改定に関する事

3 広域連合及び関係市町村が行う事務

第4次広域計画において広域連合及び関係市町村が行う事務は、第3次広域計画における制度の安定的かつ円滑な運営及び適切な連携の実績を踏まえ、第3次広域計画と同様とする。

4 第4次広域計画の期間及び改定

第4次広域計画の期間は、整合的な取組が必要な国や県の各種計画等の期間を勘案し6年間（令和6年度から令和11年度まで）とし、その後も6か年を単位として見直す。

ただし、広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認め

たときは広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとする。

5 パブリックコメントについて

- (1) 意見募集期間
令和5年12月19日（火）から令和6年1月12日（金）まで
- (2) 意見募集の結果
意見なし

議案第 4 号関係

令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第4号関係資料

議案第4号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算（第1号）について

【補正額】 343,463 千円 減額

【補正理由】 国の次期標準システムクラウド化の遅延に伴う関連経費を減額し、後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するもの

【歳入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
分担金 及び負担金	1,580,311	△ 343,463	1,236,848	共通経費負担金 △ 343,463
補正されなかった款に かかる額	1,040	0	1,040	
歳入合計	1,581,351	△ 343,463	1,237,888	

【歳出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,579,964	△ 343,463	1,236,501	特別会計事務費繰出金 △ 343,463
補正されなかった款に かかる額	1,387	0	1,387	
歳入合計	1,581,351	△ 343,463	1,237,888	

議案第 5 号関係

令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第5号関係資料

議案第5号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

【補正額】 4,701,388千円 追加

【補正理由】 電算システム経費のうち、次期標準システムクラウド化事業の進捗に合わせて、所要の経費を減額するとともに、療養給付費等の不足に係る経費を増額補正するもの

【歳入】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	49,978,132	415,332	50,393,464	療養給付費負担金（現年度分） 415,332
国庫支出金	94,003,977	1,661,332	95,665,309	療養給付費負担金（現年度分） 1,246,000 普通調整交付金 415,332
県支出金	23,434,314	415,332	23,849,646	療養給付費負担金（現年度分） 415,332
支払基金交付金	109,195,030	1,993,604	111,188,634	後期高齢者交付金（現年度分） 1,993,604
繰入金	3,025,271	215,788	3,241,059	事務費繰入金 △ 343,463 医療財政調整基金繰入金 559,251
補正されなかった款にかかる額	3,437,828	0	3,437,828	
歳入合計	283,074,552	4,701,388	287,775,940	

【歳出】

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	2,201,872	△ 343,463	1,858,409	電算システム経費 △ 343,463
保険給付費	276,505,620	5,042,400	281,548,020	療養給付費 3,440,000 食事・生活療養費 268,000 訪問看護療養費 196,000 高額療養費 1,080,000 葬祭費 58,400
諸支出金	2,992,351	2,451	2,994,802	償還金 2,451 一部負担等差額補てん金
補正されなかった款にかかる額	1,374,709	0	1,374,709	
歳出合計	283,074,552	4,701,388	287,775,940	

議案第 6 号関係

令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第6号関係資料

議案第6号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

《歳入歳出予算総額》

18億5,306万9千円（対前年度比2億7,171万8千円、17.2%増）

【歳入予算】

（単位：千円）

款	6年度予算	5年度予算	比較	主な科目の説明
分担金及び負担金	1,852,045	1,580,311	271,734	共通経費負担金 ※P. 41参照
国庫支出金	694	710	△16	特別調整交付金
その他の款の計	330	330	0	繰越金、諸収入
歳入合計	1,853,069	1,581,351	271,718	

【歳出予算】

（単位：千円）

款	6年度予算	5年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	1,851,741	1,579,964	271,777	一般管理事務費・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,779,335
				・事務局運営費 31,098
				・特別会計事務費繰出金 1,748,237
				職員派遣関係経費・・・・・・・・・・・・・・・・ 71,979
その他の款の計	1,328	1,387	△59	・総務課等職員人件費負担金 71,287
				議会費、予備費
歳出合計	1,853,069	1,581,351	271,718	

【増減の主なもの】

(増)一般管理事務費（対前年度比2億7,196万1千円増）

次期標準システムクラウド化延長に伴う対応業務の増、及び審査支払手数料等の改定に伴う医療給付経費の増に伴う一般会計から特別会計への繰出金の増

議案第6号参考資料

令和6年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	576,456
2	長岡市	202,982
3	三条市	78,167
4	柏崎市	68,090
5	新発田市	77,277
6	小千谷市	33,118
7	加茂市	26,888
8	十日町市	48,661
9	見附市	36,533
10	村上市	53,965
11	燕市	64,662
12	糸魚川市	40,956
13	妙高市	31,090
14	五泉市	44,237
15	上越市	149,146
16	阿賀野市	37,106
17	佐渡市	51,550
18	魚沼市	33,470
19	南魚沼市	47,356
20	胎内市	28,382
21	聖籠町	15,610
22	弥彦村	11,934
23	田上町	15,095
24	阿賀町	15,942
25	出雲崎町	9,932
26	湯沢町	12,760
27	津南町	14,145
28	刈羽村	9,402
29	関川村	10,652
30	粟島浦村	6,481
合 計		1,852,045
広域連合予算額		1,852,045

議案第 7 号関係

令和 6 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第7号関係資料

議案第7号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

《歳入歳出予算総額》

2,956億3,489万円(対前年度比160億8,517万2千円、5.8%増)

【歳入予算】

(単位:千円)

款	6年度予算	5年度予算	比較	主な科目の説明
市町村支出金	54,627,941	49,580,008	5,047,933	
保険料等負担金	31,335,650	27,420,329	3,915,321	保険料徴収分+保険料軽減分負担金
療養給付費負担金	23,292,291	22,159,679	1,132,612	療養給付費負担金
国庫支出金	99,564,901	93,948,569	5,616,332	療養給付費負担金…………… 69,876,875 高額医療費負担金…………… 1,447,945 調整交付金…………… 27,816,117 事業費補助金…………… 207,821 社会保障・税番号システム整備費補助金… 76,567 円滑運営事業費補助金…………… 139,576
県支出金	24,740,236	23,378,906	1,361,330	療養給付費負担金…………… 23,292,291 高額医療費負担金…………… 1,447,945
支払基金交付金	113,060,626	109,195,030	3,865,596	後期高齢者交付金
繰入金	3,192,289	3,025,271	167,018	事務費繰入金…………… 1,748,237 医療財政調整基金繰入金…………… 1,444,052
その他の款の計	448,897	421,934	26,963	特別高額医療費共同事業交付金、財産収入、繰越金、県財政安定化基金借入金、諸収入
歳入合計	295,634,890	279,549,718	16,085,172	

【歳出予算】

(単位:千円)

款	6年度予算	5年度予算	比較	主な科目の説明
総務費	2,011,072	1,634,087	376,985	総務管理費…………… 2,011,072 ・業務一般管理事務費 114,322 ・医療給付費 772,409 ・電算システム経費 1,102,686 ・医療費適正化推進事業費 20,091
保険給付費	292,017,317	276,505,620	15,511,697	療養諸費…………… 275,856,007 ・療養給付費 267,607,679 ・療養費 1,606,249 ・食事・生活療養費 3,669,967 ・訪問看護療養費 2,143,224 ・審査支払手数料 828,047 高額療養諸費…………… 14,803,459 ・高額療養費 14,499,886 その他医療給付費…………… 1,357,851 ・葬祭費 1,357,850
保健事業費	1,177,049	1,147,592	29,457	健康診査事業費…………… 701,444 ・健康診査業務委託料 635,196 ・歯科健診業務委託料 49,117 その他健康保持増進事業費…………… 475,605 ・低栄養・重症化予防業務委託料 16,319 ・一体的実施委託料 354,110 ・特別対策補助金 102,844
その他の款の計	429,452	262,419	167,033	特別高額医療費共同事業拠出金、支払基金拠出金、諸支出金、公債費、予備費
歳出合計	295,634,890	279,549,718	16,085,172	

【増減の主なもの】

- (増)療養給付費(保険給付費)(対前年度比127億3,612万8千円増)
実績に基づく積算による給付費見込みの増
- (増)高額療養費(保険給付費)(対前年度比16億3,537万8千円増)
実績に基づく積算による給付費見込みの増
- (増)支払基金拠出金(支払基金拠出金)(対前年度比2億6,305万5千円増)
令和6年度から出産育児支援金の拠出が必要となることに伴う皆増
- (増)電算システム経費(総務費)(対前年度比1億9,119万5千円増)
標準システムクラウド化の延長に伴う対応業務の増
- (減)県財政安定化基金拠出金(県財政安定化基金拠出金)(対前年度比1億154万4千円減)
県協議に伴う財政安定化基金拠出金の減

議案第7号参考資料

令和6年度予算における市町村保険料等負担金・療養給付費負担金見込一覧

(単位:千円)

No.	市町村名	保険料等負担金		療養給付費負担金
		(徴収分)	(保険料軽減分) ※保険基盤安定制度分	
1	新潟市	8,694,560	2,232,419	7,982,811
2	長岡市	2,877,512	813,722	2,596,664
3	三条市	1,103,324	315,689	953,557
4	柏崎市	925,685	270,063	894,931
5	新発田市	959,725	296,383	943,776
6	小千谷市	395,934	118,093	378,858
7	加茂市	280,685	101,857	293,529
8	十日町市	584,306	216,834	603,278
9	見附市	387,621	141,016	430,245
10	村上市	657,946	239,240	731,937
11	燕市	888,145	246,519	752,173
12	糸魚川市	533,835	170,499	561,495
13	妙高市	365,701	110,350	335,233
14	五泉市	463,572	194,880	575,212
15	上越市	2,103,997	581,279	1,929,524
16	阿賀野市	349,176	141,430	442,176
17	佐渡市	640,309	243,393	679,363
18	魚沼市	375,774	124,295	420,279
19	南魚沼市	559,284	162,027	585,301
20	胎内市	298,240	98,695	313,907
21	聖籠町	89,714	35,900	104,903
22	弥彦村	82,634	23,189	69,767
23	田上町	122,042	42,007	115,529
24	阿賀町	120,689	59,529	191,312
25	出雲崎町	50,413	20,459	57,895
26	湯沢町	109,277	29,946	91,211
27	津南町	102,430	41,080	133,644
28	刈羽村	48,076	11,585	34,575
29	関川村	51,950	24,958	82,045
30	粟島浦村	4,013	1,745	7,161
合計		24,226,569	7,109,081	23,292,291
広域連合予算額		31,335,650		23,292,291